

資料5

科学技術・学術審議会 情報委員会
情報科学技術分野における戦略的重要研究
開発領域に関する検討会（第1回）
令和6年4月24日

科学技術・学術審議会 情報委員会 情報科学技術分野における
戦略的重要研究開発領域に関する検討会

議論の方向性（案）

令和6年4月24日
文部科学省研究振興局
参事官（情報担当）付

【本検討会における審議の前提として考慮すべき点】

- ・ 情報科学技術分野を取り巻く環境
- ・ 情報科学技術分野における最先端の技術動向

【上記前提を踏まえた審議の主な留意点】

1. 情報科学技術分野において戦略的に重要な研究開発領域の動向について
 - (1) 国内外の動向を鑑み、注目される領域はどこか
 - 社会や経済発展に大きなインパクトを与えうるものであるか
 - 多様な知識を組み合わせるなどした、新たな研究領域と言えるか
 - 我が国の国際競争力確保に寄与するものであるか
 - (2) (1)を踏まえ、戦略的に取り組むべき研究課題（イノベーションに繋がりうる新技術等）は何か
 - 特に、基礎・基盤研究において取り組むべきことは何か
2. 1を踏まえ国が講ずべき取組等について
 - (1) 1で挙げられた研究を加速させるため、国が講ずべき取組は何か
 - 現在の制度で課題となっているのはどこか
 - (2) 1で挙げられた研究を加速させるため大学等研究機関や民間企業等に期待されることは何か
 - 理想的な日本の研究体制とは何か
3. その他必要と考えられる事項について

【検討会で重点的に議論すべき領域案】

1. 現在主流のAIの弱点等を克服するための、革新的なAI関連技術等に関する研究領域
(例) より多くのデータを扱うための高度な分散処理等に関する研究領域
(連合学習、分散学習等)
2. AI×ロボティクスやAI for Science等を含む、AIと他分野の連携領域
(例) 最適化技術、ソルバー、半導体デザイン、量子コンピューティング

検討スケジュール（案）

日程	議題（案）
R6年4月24日	<ul style="list-style-type: none">・ 主査代理の指名、運営規則の制定等・ 検討会において重点的に議論すべき領域について（CRDS様ご説明、委員インプットトーク）・ 注目する研究課題等について有識者から情報提供①（尾形先生、杉山先生）・ 意見交換
R6年5月14日	<ul style="list-style-type: none">・ 注目する研究課題等について有識者から情報提供②（6名程度）・ 意見交換
R6年6月中旬	<ul style="list-style-type: none">・ 注目する研究課題等について有識者から情報提供③（3名程度）・ 意見交換・ 報告書内容（戦略的に重要な研究開発領域等）の審議
R6年6月下旬以降	<ul style="list-style-type: none">・ 情報委員会へ報告・ 各種施策への反映

※戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）

…戦略的創造研究推進事業は、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、挑戦的な基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションを生み出す、新たな科学知識に基づく創造的な革新的技術のシーズ（新技術シーズ）を創出することを目的としています。

事業趣旨に沿った本事業の有効な実施のために、文部科学省は、毎年、国内外の研究動向を踏まえた戦略目標を定めています。この戦略目標の下で、JSTは、CREST・さきがけ・ERATO・ACT-X等の各プログラムが持つ特徴・機能を最適に組み合わせ、研究領域を設計し、戦略的な基礎研究を推進します。

科学技術・学術審議会 情報委員会
情報科学技術分野における戦略的重要研究開発領域
に関する検討会（仮称）の設置について

令和 6 年 1 月 25 日
科学技術・学術審議会
情 報 委 員 会

【概要】

情報委員会では、科学技術及び学術の振興を図るため、情報科学技術等の推進のために必要な方策等について幅広い観点から調査検討を行っているところ、情報科学技術の急速な技術革新にも適切に対応できるよう、最先端の技術に関する情報収集・検討を行う体制の構築が急務となっている。

上記を踏まえ、進展の著しい情報科学技術に関して適時に情報収集を行い、その動向に応じて戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）に関わる戦略目標や機動的な取組等に資する事項の検討など、情報科学技術等の推進のために必要な方策に関する議論を行う。

【主な審議の論点案】

- （１） 情報科学技術分野において戦略的に重要な研究開発領域の動向について
- （２） 上記動向を踏まえた国が講ずべき取組等について
- （３） その他必要と考えられる事項

【審議の進め方】

- （１） 情報委員会において、本検討会で検討すべき領域等について議論を行う。
- （２） 本検討会において、大学等研究機関や民間企業等から幅広く意見を伺う。（必要に応じて構成員以外の招聘も認める。）
- （３） 本検討会での審議結果を踏まえ、情報委員会において議論のとりまとめを行う。